

鹿屋体育大学キャリア形成支援センター規則

〔令和 3年 5月26日〕
規 則 第 41 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学キャリア形成支援センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学生のスポーツ等の実践的な指導力を向上させる専門教育及び社会的・職業的自立を図る就業力教育並びに就職支援を併せたキャリア形成に関して、企画、調査・分析、評価及びキャリア教育の改革・改善を実施することを目的とする。

(組織)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

(1) 教授、准教授、講師又は助教

(2) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

6 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

7 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

8 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第1項及び第2項の職員で構成するセンター会議を置く。

(委員会)

第4条 センターの運営に関する重要な事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則（平成16年規則第12号）第3条に定める教務委員会において審議する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、教務課において処理する。

附 則

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

- 2 この規則施行後、最初に任命される第3条第2項の職員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。
- 3 鹿屋体育大学キャリア形成支援室要項（平成23年3月10日学長裁定）は、廃止する。